

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」（仮称）の概要

1. 改正の背景について

（1）土壌等の除染等の措置に係る委託

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「法」という。）に基づき市町村等が除染実施区域で行う土壌等の除染等の措置（以下「除染」という。）については、市町村等が行う除染が適正に行われることを担保する必要があることから、委託基準を設けている（法第40条第2項、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「規則」という。）第59条）。

規則第59条では、市町村等から除染作業を受託する者の要件や委託契約の内容等について定めている。また、市町村等が除染を委託する場合は再委託までとしている。

除染は、事故由来の放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的としており、とりわけ、市町村等が除染を行う除染実施区域においては、現に人々がその区域に居住していることから、可及的速やかに進める必要があるが、除染作業の実施には、当初の想定以上に多数の作業員を集中的に確保する必要がある状況となっている。

除染の作業員を集中的に確保するにあたっては、適正な除染の実施を確保する必要があるため、市町村等の委託を受けて実際に除染作業を多く実施している土木建築業者の実態により即した適切な施工体制や管理体制を構築するための委託基準の適正化を図る必要があると考えられる。

なお、関係自治体からも、実態に即した制度の見直しを行ってほしいとの要望を受けてきたところ。

（2）除去土壌の収集、運搬又は保管に係る委託

除去土壌の収集、運搬又は保管（以下「除去土壌収集等」という。）についてもその適正な実施を確保するため、市町村等が行う除染実施区域の除去土壌収集等については委託基準（法第41条第2項及び規則第59条）により、市町村等から除去土壌収集等を受託する者の要件や委託契約の内容等が規定されている。

また、除去土壌収集等を業として行うことができる者は、国、市町村等から委託又は再委託を受けた者とされている（法第48条第2項及び規則第63条）。これらの規定により、委託基準及び委託の範囲を定めている。

今後、福島県内については、中間貯蔵施設の整備に伴い、福島県内各地から大量の除去土壌を中間貯蔵施設に運搬する作業が数多く行われることになるが、これらの作業についても、円滑かつ安全にできる限り短期間で行うために、多数の作業員の集中的な確保が必要になると考えられる。

2. 改正概要について

1. (1) 及び (2) を踏まえ、除染及び除去土壌収集等の適正な実施の確保を図るとともに、作業の加速化も図るため、以下のとおり規則第 59 条等を改正することとする。また、本改正に併せて、所要の規定の整備を行う。

(1) 土壌等の除染等の措置に係る委託

規則第 59 条を改正し、市町村等が除染実施区域で行う除染の委託の基準として、新たに

- ① 受託者は、受託業務を一括して他人に委託しない者であること。
- ② 一次受託者（市町村等から委託を受けた者）が受託業務を委託する場合は、二次受託者以降の全ての受託者について、氏名（個人の場合）又は名称（法人の場合）、実施する作業内容及び委託基準に定める欠格要件等に該当しないことを一次受託者が書面（施工体制図等を想定）で市町村等に提出し、二次委託以降の委託について、あらかじめ市町村等の書面による承諾を受けること。また、書面に記載した内容に変更が生じた場合も、同様とすること。
- ③ 市町村等と一次受託者の委託契約には、受託者（二次受託者以降のすべての受託者）が①や欠格要件等の委託基準を満たさなくなったとき及び一次受託者が②の承諾を受けなかったときは、一次受託者との委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

を規定することとする。

また、上記①～③により除染を実施する者の適正性を担保したうえで、委託基準の他の要件にも適合している限りにおいて、市町村等が除染実施区域で行う除染について、再々委託以降の委託も可能とすることとする。

(2) 除去土壌の収集、運搬又は保管に係る委託

規則第 59 条を改正し、市町村等が行う除染実施区域の除去土壌収集等の委託の基準として、新たに (1) ①から③までと同様の規定を設けることとする。

また、中間貯蔵施設への運搬に係る収集、当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管にあたっては、国が除去土壌の全量について、その数量等を一元管理することにより適正な作業の実施を確保することとしていることから、規則第 59 条及び規則第 63 条を改正し、中間貯蔵施設への運搬に係る収集、当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管に限り、再々委託以降の委託も可能とすることとする。

さらに、規則第 59 条の改正を踏まえ、除去土壌の収集運搬基準を定めた規則第 57 条についても、所要の改正を行う。

(3) その他

法第 42 条第 1 項で、国による措置の代行の要請を行うことができる者を環境省令で定めることとされていたが、これまで規定がなかったため、新たに法第 35 条第 1 項第 4 号の環境省令（除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令（平成 23 年環境省令第 37 号））で定める者（独立行政法人等）及び法第 35 条第 3 項に定める土地等の所有者等を定めることとする。

3. 施行期日

公布の日（平成 27 年 1 月中の施行を予定）